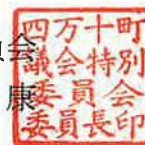


発委第4号

令和6年12月12日

四万十町議会議長 味元 和義 様

提出者 四万十町議会議会改革調査特別委員会
委員長 中 屋 康



四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

四万十町条例第 号

四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

四万十町議会の議員の定数を定める条例（平成21年四万十町条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

【新旧対照表】

四万十町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、四万十町議会の議員定数は、 <u>14人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、四万十町議会の議員定数は、 <u>16人</u> とする。

〔提案理由〕

本町に類似した議会の動向や近隣の議員数削減の状況を考慮して、本町の実情に合った議会を目指し、若年層や女性など多様な人が議会人として活躍できる環境や、議会活動に専念できる環境を整え、より効率的な議会運営を図ることを目的として議員定数の削減を行うため、条例を改正するものである。